

賠償責任を問われる場合があります

道路上に張り出している樹木は伐採しましょう！

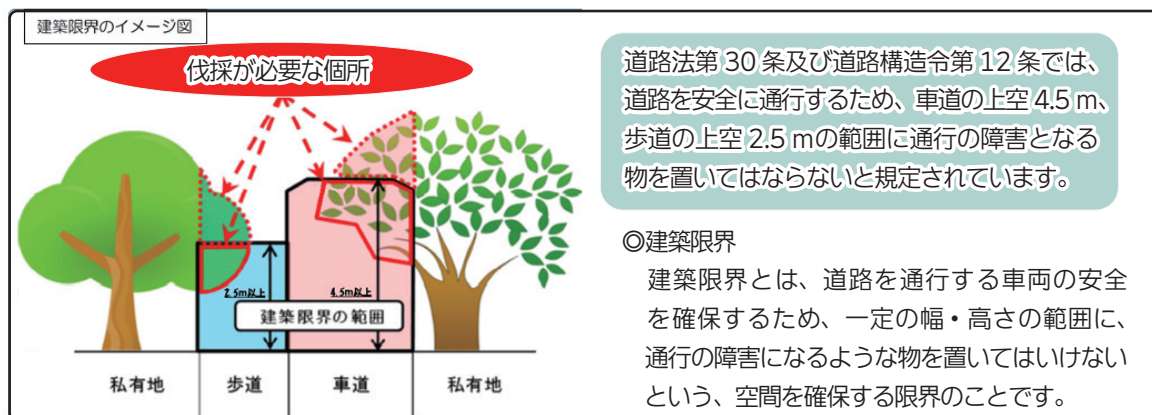
問い合わせ先

- 国道・県道に関すること 千葉県成田土木事務所管理課 ☎ (26) 4832
- 市道に関すること 建設課 ☎ (93) 5747

市内の車道や歩道の一部で、隣接する山林や個人宅地などから、樹木や枝の張り出しなどにより、通行の妨げとなっている場所が見受けられます。

次のような状態が見受けられる土地（樹木）の所有者の皆さまには、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。

- 車道や歩道に樹木や枝が張り出している。
- 枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害のおそれがある。
- 竹木の繁茂による通行障害がある。



沿道の山林や生垣・庭木などからの倒木や、沿道の山林や庭木などが倒れて張り出した枝により、通行中の車両などが損傷する事故が発生した場合には、その土地の所有者が民法第717条により賠償責任を問われる場合があります。

消費生活 相談コラム

給湯器の点検にご注意ください

— 70歳以上の高齢者を中心にトラブル急増！ —

【事例】

- ガス会社だと思い、点検を依頼して給湯器交換の契約をしたが高額だった。
- 自治体から委託されたという業者の点検後に、温水器の交換が必要と言われた。
- 今なら割引ができると言われて契約したが、不審に思ったので解約したい。
- 無料点検と言われて依頼したが、新しい給湯器への交換を勧められて契約してしまったので解約したい。

【相談事例からみる問題点】

- 電話や訪問で給湯器の点検を持ち掛ける。
- 点検後に「このままでは壊れる」などと不安にさせる。
- 「今契約すれば割引する」と契約を急がせる。

【アドバイス】

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 点検を断る連絡ができず訪問された場合には、インターホン越しに点検を断りましょう。
- その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 契約してしまった場合は、クーリング・オフなどができる場合もあります。
- 不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

【消費生活センター】

- 日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～12：00 / 13：00～16：00
- 場所 市役所分庁舎2階（商工観光課脇）

問 消費生活センター ☎ (93) 5348

